

【 病理診断 】

7 2 1 病理組織標本作製（組織切片によるもの）（粉瘤）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

粉瘤に対するN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるもの（1臓器につき）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

粉瘤は、まれに悪性化し、有棘細胞癌や基底細胞癌が混在することがあるため、切除後の病理組織診断は有用である。

以上のことから、粉瘤に対するN000 病理組織標本作製「1」組織切片によるもの（1臓器につき）の算定は、原則として認められると判断した。